

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和6年3月29日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第14号

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給調整手当の支給に関する細則（平成31年4月1日細則第28号）の一部を改正する細則

(改正前)	(改正後)
<p>(支給する職)</p> <p>第2条 規程第17条第1項第1号に規定する細則で定めるものの職は、次の各号のいずれかの職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 規程第17条第1項第2号に規定する細則で定めるものは、規程第3条第1項第3号イに規定する医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち保健師、助産師、看護師、准看護師又は保健師若しくは看護師の見習業務に従事する者の職務の級が1級、2級及び3級の職とする。</p>	
<p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 規程第17条第1項第1号の規定により手当を支給される職員は、前条第1項に規定する職に採用された職員であって、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)の卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に定める臨床研修(第6条において「臨床研修」という。)を経た者にあつては、39年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたものとする。</p> <p>2 規程第17条第1項第2号の規定により手当を支給される職員は、前条第2項の職に採用された職員又は理事長がこれに準ずると認める者とする。</p>	
<p>第4条 規程第17条第2項の規定により手当を支給される職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなった職員</p> <p>(2) 新たに第2条第2項に規定する職を占めることとなった職員</p>	<p>前条に規定する経過期間内に新たに第2条に規定する職を占めることとなった職員とする。</p>
<p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任</p>	

(改正前)				(改正後)
号給				
17～20			8,500円	
号給				
21～24	1～4		8,500円	
号給	号給			
25～28	5～8		8,500円	
号給	号給			
29～32	9～12		8,500円	
号給	号給			
33～36	13～16		8,500円	
号給	号給			
37～40	17～20	1～4	8,500円	
号給	号給	号給		
41～44	21～24	5～8	8,500円	
号給	号給	号給		
45～48	25～28	9～12	8,500円	
号給	号給	号給		
49～52	29～32	13～16	7,900円	
号給	号給	号給		
53～56	33～36	17～20	7,400円	
号給	号給	号給		
57～60	37～40	21～24	6,900円	
号給	号給	号給		
61～64	41～44	25～28	6,300円	
号給	号給	号給		
65～68	45～48	29～32	5,800円	
号給	号給	号給		
69～72	49～52	33～36	5,300円	
号給	号給	号給		
73～76	53～56	37～40	4,700円	
号給	号給	号給		
77～80	57～60	41～44	4,200円	
号給	号給	号給		
81～84	61～64	45～48	3,700円	
号給	号給	号給		
85～88	65～68	49～52	3,100円	
号給	号給	号給		
89～92	69～72	53～56	2,600円	
号給	号給	号給		

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。